

重点事項推進WG：横断的制度分野担当SW

第8回会合 議事録

1. 日時：平成18年5月15日（月）13:30～14:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：（1）地方公金納入書の規格・様式について  
（2）原付二輪車の届出関係事務について
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議  
鈴木主査、黒川主査、原委員、大橋専門委員  
総務省  
自治税務局 企画課長 株丹 達也（以下株丹企画課長）  
大臣官房企画課 課長補佐 谷澤 叙彦  
自治税務局市町村税課 諸税係長 今道 雄介

黒川主査 どうも、お忙しいところありがとうございます。今日は2つのテーマになっていまして、両方とも同じ種類の内容のことで、一方は「あじさい」「もみじ」というんですか、規制改革についての民間の方からの提案ということで出てきたものです。

もう一つの方、原付二輪車の届出の関係。内容は両方とも共通した内容で、我々の方では横断的な制度の見直しの検討というところで、つまり全国の自治体で本当は共通化しても何ら差し障りのないものについてばらばらにあって、それが民間事業者あるいは市民に影響を与えているというものについては共通にできたらどうだろうか。勿論、これは全国の自治体が共通に処理しようとするソフトウェアの調整とかがあるのかもしれない。

最初は15分ぐらい、この2つの問題について御意見を伺って、残された時間でどんな問題があるか、お互いに議論したいと思いますので、よろしく願いいたします。

一応、今日は議事録公開ということで考えていますので、よろしく願いいたします。では、早速御説明をお願いいたします。

株丹企画課長 総務省自治税務局の企画課長をしています株丹と申します。どうぞよろしく願いいたします。総務省からは合わせて3名参っていますが、主として私の方から御説明させていただきまして、また後ほど御質問等につきまして、場合により分担してお答えさせていただければと存じます。

今、黒川主査からお話を頂戴しました2点について、お答えさせていただきたいと思っています。お手元に、あらかじめ事務局を通じまして資料を配付させていただいていると思います。まず1点目「地方公金納入書の規格・様式について」ということです。

問題自体についての皆様方からの御指摘のポイントは、今、黒川主査の方から頂戴いたしたわけですが、あらかじめ若干のお断りをさせていただきますと、公金となっております、一見、非常に広いように見えます。具体的には地方税、ここにございます固定資産税

あるいは自動車税という地方税についての話であると。特に、地方税の場合には賦課課税という言い方をしていますが、納税者の方が御自分で申告されるというのではなくて、都道府県とか市町村があらかじめ計算して幾らだと言って通知して、その額に従って納税していただくという種類の税を中心にした御議論と思っています。

それから、納付書と私どもは言い習わしてしまして、広い意味では納入書と同じものだとも思いますが、納税者が御自身で納める場合は大体納付という言い方をして、特別徴収義務といいまして、例えば個人住民税などは企業がまとめて納税者に代わって納める。こういう場合、納入と言い習わしてはいますが、ここでは納付という言い方をさせていただこうと思っています。

まず、1点目です。これは先生方、御案内のとおりかと思いますが、この手の税の納付書につきましては、従来から地方税の世界では国のレベルでの特段の規制等はございませんで、逆に申しますと、それぞれの団体の条例、場合によりましては首長が定める規則等によりまして定めておるという状況です。それぞれの団体におきまして、税ごとに、あるいは税目共通の納付書をつくと。あるいはほかの地方の公金、つまり手数料ですとかそういうものと同じ様式で納付していただくこともあります。

関係の法令としては、そういうことですので、それぞれの団体の条例なり規則なりと掲げております。

これに対する対応です。3のところは3つほど挙げていますが、特にポイントといいましょうか、直接、納付書についてということで申し上げますと、ということがあると思っております。

資料を付けていますので、後ほど資料の方もご覧いただければと思うんですが、今、公金についての電子納付につきましてはマルチペイメントネットワークができています。これは必ずしも公金だけの取扱いではございませんが、これに接続するということで事実上の標準化が進展しつつあるというところだろうかと思っています。

私どもの調べではございませんが、直近で都道府県の段階では6団体、市町村の段階では3団体が既に、このマルチペイメントネットワークを使った形での地方税の納付を実際にやられておられるということです。

2点目( )、3点目( )はそれぞれフェーズが違うといいましようか、直ちに納付の統一のことではないんですが、地方税全般について電子化を進める取組みを、地方団体が集まりました協議会で始めています。

一番、先行しておりますのが地方法人の課税。これは法人事業税あるいは法人住民税ということで、申告納付の税なので今日の本題とは直接の関係ではないわけですが、賦課課税方式の固定資産税です。固定資産税の場合には、土地なり家屋なりというのはほとんどが個人の方、あるいは直近のところでお支払いいただくということでもあるものですから、この電子申告については多くの地方団体に関係するということで、優先的に償却資産が対象として挙がっています。既にほとんどの都道府県、政令市において、この電子申告の運

用をしています。今後、この電子申告だけではなくて、その先の手続きである納付についても広げていくと伺っています。

3つ目( )です。こちらの方は自動車税関係の話です。これも先生方、御案内のとおりと思いますが、政府としての自動車保有関係手続の電子化が進行しています。その中に地方税、都道府県の税金ですが、自動車税、自動車取得税の手続が入ってきていますので、この場合も納付につながっていくということです。

4点目ですが、こういうふうにそれぞれ進んでいるわけですが、特に3の につきまして、私ども、今年の4月1日ですが、通知を出させていただきました。マルチペイメントネットワークについては標準の帳票がございます。それに準拠した様式に、団体でそれぞれ事情はあると思いますが、十分、指定金融機関などと協議して検討していただくということで御連絡させていただいております。また、事務的に、その際に全銀協ほかあるいは郵政公社といったところから要望がありましたので、参考で地方団体にも配付させていただいているという状況です。

余り長くなっても恐縮ですが、若干資料を付けていますので、資料の種類だけご覧いただければと思います。2ページ目、3ページ目に今のマルチペイメントネットワーク側のホームページのコピーを付けておりまして、具体的な例示として、都道府県の場合は自動車税、市町村の場合は軽自動車税を挙げております。それ以外の税目についても、この団体の中で取り扱っているものがございます。

4ページ目ですが、ちょっと縦横が違いまして恐縮です。これは「地方税の申告手続等の電子化について」という表題。まずは申告からスタートしていますが、今後、申告のみならず納付についても団体としては広げていくと聞いています。

5ページ目はワンストップサービスにつきましの簡単な概要。それから、次のページにイメージ図を入れていますが、例えば5ページでいきますと「1. OSSとは」の(1)の一番下に自動車税の申告・納税が対象になること。それから、2番目の(2)に「各手続に必要な手数料や税金も」ということで、ここの納付が可能になるということはマルチペイメントネットワークを使うことを前提としておるということです。

7ページに飛びますと、先ほど申し上げました、この4月に私どもから地方団体に対しまして、システムを改修する際の留意点ということで、特にこの中でいきますと、3パラグラフ目に具体的な留意点を書いています。

また、全銀協なり郵政公社からの要望。これも様式も含めて付けているということです。では、連続してよろしゅうございますか。

黒川主査 お願いします。

株丹企画課長 駆け足で恐縮です。もう一点の「原付二輪車の届出関係事務について」をご覧くださいければと存じます。

これにつきましても、問題意識等のお話を既に頂戴しているわけですが、多少、メモに足りない点を補いますと、この原付二輪車、税の方では原動機付自転車という、耳慣れな

い言葉かもしれませんが、その辺で小さな 50cc ぐらいのものが走っておりますと、それは原動機付自転車ということになるわけです。この原動機付自転車につきましては市町村の税金である軽自動車税の課税対象になっています。逆に言いますと、法律のレベルでは、この原動機付自転車について届出関係の事務というのは、この地方税の関係だけであると私どもは承知しています。課税するに際しまして、必要な事柄について届出をお願いしているということなので、今回の御指摘を頂戴していると思っております。

そういう軽自動車税の関係ということでこちらの方では書いております。1の現状ですが、基本的に税ですので法律に則って行われているわけで、届出関係事務につきましても、制度が改正されまして以降、直接、法律ではなくて施行規則のレベルですが、それ以前は条例でやっておりましたものを様式を統一化した経緯です。

2の方は、関係する法律と規則を掲げております。

今回の御指摘については、3、4が私どものお答えということになるかと思えます。統一すべきであるということ届出関係について一部頂戴をしているわけですが、私どもとしましては、平成15年度の税制改正で、16年度から届出関係につきましても統一様式でお願いしていますので、基本的には、この統一化は図られていると考えています。それを超えてインターネット等で届出の手続をやるということまでは承知しておらないところです。

なお、これも細かい話かと存じますが、一般に自動車の場合にはナンバープレートが付いています。軽自動車の場合、黄色いプレートというイメージがあると思いますが、原動機付自転車につきましては、税用途以外では、このプレートというのが存在しません。あくまでも課税する関係でもって市町村がナンバープレートを用意して、交付をする。したがって、原付の廃車等をする場合には逆にプレートを返してもらうことをやっています。

現状の手続等からいたしますと、直ちにワンストップサービスについて、市町村でも原付についてのところまでというのはなかなか経費面も含めていかなものかと思えます。

ちなみに、50cc ぐらいの原付ですと、税金の額としては年間1,000円です。むしろ市町村の方からは1,000円という税額に比べると、いろんな意味でかなり手数料がかかるという一般的なお話を聞いているということがございます。

こちらの方につきましては、今、ご覧いただきました根拠となります法律、あるいは申告書等の様式を具体的に掲げさせていただいておるところです。

お時間の関係もあろうかと思えますので、この程度で、まず2点についての御説明とさせていただければと存じます。よろしく願いいたします。

黒川主査 ありがとうございます。

2つの問題について、考え方としてはといたしますか、できるだけ利便性のあるものにしませうということに関しては何も引っかかるところがないということ。

ただ、こうやって、例えば電子化を進めるとしても、しない人もいるという。だから、

自治体がこの制度でしか受け止めなくなれば100%ということになるということですね。そうではなく、なるかどうかのところは微妙なんですけれども、これは方向としてはみんな使ってくれるといいなと。今のETCを強制するかどうかというのとやや似ているような議論だと思うんですけれども、これは感覚としては自治体が納税のときに必ず電子媒体でやるということの意味しているんですか。

株丹企画課長 私ども自治税務局は、必ずしもマルチペイメントネットワーク自体について直接の所管といいましょうか、責任があるというわけではございませんので、若干、私個人の考えも入ってしまうかもしれませんが、お答えしますと、この電子化の問題全体としましては、特に申告等につきましては、やはり納税者側の利便性を高めるという点が最大の眼目だろうと思います。

現在、この3の に掲げておりますものが代表例ですが、国税の場合は全国でいろんな税が発生するとしても、最終的に1本でまとめて支払う、申告することで十分だと思います。しかし、地方税は地方団体の区域を超えて色々活動があります場合には、企業にとっての申告先、納税先が複数になる。こういうケースも多いだろうと。そういう場合に、一括してどこかに申告すれば、事実上は多くの団体に同時に申告するということがあれば、かなりインフラが進んでいけばということですが、利便性があるところはこぞっていいましょうか、そちらの方に行っていただけるのではないかと思います。

それから、納付の関係につきましても、やはり直接窓口で納めた方が自分は便利がいいんだと。何もお使いになれない、こういうものを使わなくても、その方がいいんだという方にまで必ずこうしなさいということにはなかなかならないと思いますので、納付については色々な手段を並列的に用意させていただいて、トータルとしての利便性を高めるということで電子も一つの手法として活用できるのではないかと考えております。

勿論、地方団体側からいたしますと、マルチペイメントに乗るためには、それとの接続のためのといいましょうか、初期投資が相当かかるという面もございます。将来的には1件当たりの手数料の水準自体も動こうかと思いますが、現時点では単純な口座振替よりもかなり割高であるように聞いています。そういうことも含めて勘案されて、地方団体としてどのタイミングでこういうところまで踏み込んでいくかということをご自身お決めになるのではないかと。

ただ、マルチペイメントを使うことになりました場合には、事実上、マルチペイメントに準拠できる形での納付書なりを検討しなければいけないということですので、こういう電子的な決済が広がりましたら、将来的にはマルチペイメント以外も出てくるかもしれませんが、ある種の標準化というのは広がっていくと私どもも期待しているということです。

黒川主査 とりあえず、全銀協なりから出てくるようなクレームは、このシステムを使えばもう問題ないということですね。了解しました。

株丹企画課長 クレームといいましょうか、勿論、全銀協さんほか地方団体の側の事情もよく御存じの上で、次に変えるのだったらそういうことをちゃんと認識して、よく相

談して変えてくれというようなことだと思えます。クレームというかどうかは別といたしまして、方向性としては全銀協さんなり金融機関なりのおっしゃっている方向性は、こういうのが広がっていくというのが基本的には非常にうまく重なり合うものではないかと思っています。

黒川主査 どうもありがとうございました。では、どなたか御質問ございますか。どうぞ。

原委員 こちらの方は、今、おっしゃられたとおりだと思えますけれども、もう一つの方はナンバープレートの交付とかということがあるので、やはり直接ということになるので電子化のメリットというのはさほどないのではないかということになるのですが、やはりここも少し選択肢を広げるという意味であれば、また何らかのもうちょっと進んだ検討もあるかなと思うんです。

株丹企画課長 私が理解したところでは、2点目の原動機付自転車の関係について2つポイントがあると思っています。1つは、届出の関係の事務につきまして統一化がなされていないというお話。もう一つは、今、原委員から御指摘がありました電子化といいましようか、ワンストップサービスを考えるかどうかという、この2点があるかと思っています。

私ども、情報を入力する感度が悪いのかもしれないんですが、担当課とも話をしたんですが、少なくとも、まず統一するといいましょうか、届出関係についての様式を統一した後、この関係でも、形だけ変えたけれども進んでいないとか、どうしたんだみたいな話は聞いておらないというところです。いずれにしても、私どもとしては御議論を頂戴して規則を一緒にしましたので、なお何かそういう不都合があるのであればきちんと統一してもらうようにさせていただきたいと思えます。

もう一点の方ですが、ナンバープレートの交付があるかどうかという、一つの事実上の不都合が余りないのではないかと私は思っているということではあります。電子化に至るまでにはやはり相当程度の市町村側の負担というのもございまして、余り税金の額ばかり言うのはちょっと品がないような気もするわけですが、一件当たり1,000円程度の税額と、徴収に色々お金がかかるところに更にという場合に、納税者個々の方にどういうメリットがどの程度あるのだろうかという辺りも我々としては気になるところです。

実は、これまでも地方税につきましては、我々としてはもともとはそれぞれの団体が創意工夫をする余地を残しておく方がいいのではないかという原則と、他方で納税者の利便に配慮するということがあって、統一化にかかる経費なりを踏まえて、それぞれの段階で適切な方向性を見出そうとしてきているわけです。今回のこの軽自動車の関係につきましては、先ほど申しましたように、例えばナンバープレート自体が何しろ課税のためだけのものであったりする。プレートを中心として届出関係が行われているというようなこともあるものですから、あえて電子的にやりとりされなければいけないのかどうか。基本的には、市町村に住んでいる方が使っておられる原付自転車なものですから、市町村の窓口

来られるという実態も含めて考えますと、そこまですぐに財政的な投資を市町村に求めるというのはどうかという感じがしています。

黒川主査 原付の場合というのは、例えば買った本人が届け出たりするというよりは、どちらかというと販売店が、つまり購入された方の住所で運悪く自治体にまたがるようなところの販売店の方がいらして、関係する自治体に、こちらの町に出す書類と、こちらの町に出す書類が違っているということがもしあったとしたら、さっきの固定資産税のケースと同じで不都合ということが起こり得るかもしれないんですが、そういうことはありそうなのかどうかということです。

株丹企画課長 まさしく、今、先生がおっしゃっていただいたようなことが背景としてあって、平成15年度のときに、従来は全く条例にお任せであったところの届出関係の様式をまとめたという経緯であったと思います。したがって、少なくとも現状は、今、確かに先生がおっしゃっていただいたように、納税者が一つひとつのナンバープレートを全部自分でもらっていくというよりも、販売店の方がその部分を代行してというののもかなり多いのではないかと思います。制度改正により販売店関係の複雑さはかなり改善されたものと思っているんです。

黒川主査 それが、この33号の5様式という、この書類になっていますと。これが全国共通になりましたということですね。

株丹企画課長 はい。これは、標識と言っているのがナンバープレートなんです。申告書とプレートの交付の関係、あるいは廃車とプレートの返納というのがセットで様式化されているものでして、その部分は、大分、そういう意味では利便性というか、納税側の御要望に沿った形になっていると思っています。

黒川主査 あとは、これが電子納税といいますが、電子届出ができればというのがもう一つの話で、それは必ずしもコストのことを考えたらやるかどうかといいますが、わざわざ1,000円のためにはできないかもしれないと。

株丹企画課長 軽自動車、原付ということではなくて、広く地方税あるいは地方公金全般につきましては、先ほどもご覧いただきましたように、当然、時代の流れとして選択肢を広げていって、その中に電子的な形で納付をいただくと。こういうのは入ってくると思いますので、先ほどの資料の2ページにも俗称ペイジーと呼んでおりますが、マルチペイメント側のホームページ上で、数はまだ少ないんですが、市町村で軽自動車税の収納をマルチペイメントを使っていますというところが幾つか出始めているということです。したがって、それぞれの団体での御判断ではありますが、今後そういう取組みは広がっていくと思います。

黒川主査 そうすると、少なくとも地方税の納税に関してはマルチペイメントシステムというのができてくると、今まで固定資産税とかこういうことで起こってきたような、地域をまたがる場合に事業者の方が不利になるケースというのはまずないと。

株丹企画課長 全くないとは言い切れないかもしれませんが。

先ほども触れさせていただきましたが、現時点で、当然のことなのですが、市町村なり地方団体がこれに取り組むためにはマルチペイメント全体を導入するといいたいでしょうか、それとつなげる必要がございます。私、必ずしもどれぐらいの経費かというのは直ちに申し上げられるほどの知識はないんですが、そこでの経費が必要となる。

もう一つは、1件ごとにお金がかかる。それは、今の地方税自体につきましても、手数料は全くかかっていないわけではなく、例えば口座振替でやっている場合にも1件当たり幾らというのはかかるんですが、マルチペイメントはそれよりも結構高い水準だと思いますので、その辺を踏まえて地方団体がどういうタイミングでどう導入するかという問題がございます。実際はおっしゃる通りかもしれないんですけども、何年か経ったら自動的にほとんどみんなこうなっていて大丈夫ですというところまでは、私も今の段階では申し上げにくいところがございます。

勿論、あくまでもマルチペイメントというのは民間の決済のシステムですから、また別途の民間システムで、これと競争するような、よりよいかどうかはわかりませんが、システムが出てきて、全体的に料金水準が変わったりとか色々あるかもしれません。方策としてはとにかく非常に利便性にすぐれたものが出てきておりますので、我々としても地方団体それぞれの状況を踏まえて、手がけられるところはどんどんやってもらいたい。

そういうことを通じまして、納付書自体が共通ではないのでとても大変だという部分が実質上、改善されていくと期待しているところです。

黒川主査 何かございますか。

大橋さん、どうぞ。

大橋専門委員 非常に明快な説明をいただきまして、ありがとうございます。

私は2点ほど聞かせていただきたいと思うんですが、そのマルチペイメントネットワークに接続している現時点での6都道府県3市の、例えば固定資産税の納付様式というのは、この6都道府県みんな同じということになっているのでございましょうか。極めて初歩的といえますか、原理的な質問で申し訳ありませんが、それが1つ。

2点目、同じくマルチペイメントネットワークについて、現在は6都道府県3市ということですが、今後、この数が増えていくという見通しを持っておられるのかどうか。また、それとも関連して、納税者の便宜のために総務省としてマルチペイメントネットワークへの加入を促進する旨の地方公共団体に対する指示と言いたい過ぎですけども、奨励といえますか、そういう意図は現段階でお持ちなのかどうかという、この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

株丹企画課長 申し訳ございませんが、私はこの9団体の納付書の全部を個別には見ておりません。

ただ、マルチペイメントを導入する際には、マルチペイメント側は、自分たちの標準様式がこれこれであるからこれこれに準拠したものにしてほしいという話をしていますので、基本的にはOCR読み取りとかそういうものも含めまして、納税通知書が何センチぐらい



の縦横とかそういう標準はございますので、基本的にはそういう統一性といいたしめようか、少なくとも似たようなものにはなっているはずだと思っています。もし、よろしければ、お時間を頂戴して、別途、本当にそうかどうかというのは確認して事務局の方にお伝えさせていただきますたいと思います。

大橋専門委員 そうですね。様式のサンプルを事務局の方にいただければと思います。

株丹企画課長 マルチペイメント側が言っていること自体は、今日お持ちしましたものの要望に入っております、例えば、通し番号で1つ目の12ページとか13ページというのが、マルチペイメント側が自分たちはこういうふうな標準である、そうしてほしいんだということを入れているものです。

更に、詳細なものとしては、これに納入済み通知書の部分は何センチだとか、そういうのも別途ございます。

すみません、御指摘の団体の納付書については別途、御連絡いたします。

それから、スピードはともかくとしまして、私は、このマルチペイメントはそれなりに、今後、団体として広がっていくであろうと思っています。といたしますのは、先ほど、1つ目のテーマの3のところにと書いて御説明をしたんですが、ワンストップサービスはあくまでも自動車関係のいろんな保有手続を1か所で全部できてしまうようにするということです。税固有の問題ではございませんが、そのワンストップサービスにおきまして、最後の手続であるお金を納めるところまでワンストップでできるようにしようという発想の下にマルチペイメントネットワークと結び付けることを前提としたサービスのシステムになっています。

したがいまして、自動車税関係について、これもシステムを連結するのに結構お金がかかるので、都道府県からは相当色々な、それこそクレームみたいなものがないわけではないんですが、それはともかく平成20年に向けて全部で取り組むんだということを進めています。これに関して都道府県が乗ってくるということになりますと、都道府県単位でワンストップサービスが入るということはマルチペイメントの方につなげると。こういうことができる状態までは持っていけるわけです。

ただ、そこから先、ほかの税、あるいは自動車税でも、このワンストップサービスでないような形のものでやるためには、やはりそれぞれの都道府県の中でシステムをいじらなければいけない。それから、ワンストップサービスというのは納付書が要りませんので、納付書の統一というのも今はなくて済むわけですが、ほかの税に広げるという段階になると納付書もいじらなければいけないという、まだいろんな壁はありますけれども、そうはいいまして、マルチペイメントと都道府県が連結するところまではそれなりに都道府県単位で動いていくと思うものですから、広がっていくと申し上げてもいいと思っています。

それから、促進のお話ですが、先ほどもお断り申し上げたわけですが、マルチペイメント自体についての総務省としての責任あるお答えを私としてはしかねるところがご

ざいます。ただ、これも相手の要望書が正しいかのように説明するのはよくないかもしれませんが、今、お渡ししております資料の中の10ページから11ページにかけまして、あくまでも全銀協さん等からのペーパーではあるんですが、10ページの一番下の方にございます総務省の電子自治体推進指針というものがございまして、その中で電子申告関係のことに触れています。

11ページの一番上まで行きますと「今後積極的に推進する必要があるとし、MPNを活用することが適当との考え方が示されている」というようなことは、総務省としてやっているものです。ただ、これは私個人の発想で恐縮ですが、マルチペイメントネットワークは、今は確かに決済方法として国内で唯一の存在でございましょうが、そうは言いましても、民間の決済のシステムであろうかと思しますので、今後、また別なものが出てくるといようなこともないわけではないかもしれませんが、必ずこれに則れみたいなことまで役所として言えるのかどうかというのは私にはよくわからないところです。

国におきましても、国というのは財務省とかそういうところですが、国税の納付などにも使っているはずですが、こうでなければいけないというところまでは言っていないかと記憶しています。

不十分なお答えで済みません。

鈴木主査 教えてもらいたいのですけれども、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会、恐らく金融機関だろうと思えますけれども、大体、どの程度のカバレッジで推進協議会に入っているのでしょうか。

株丹企画課長 恐縮です、カバレッジというのはどういうことでしょうか。

鈴木主査 つまり、この推進協議会の中に入っている人たちがマルチペイメントのネットワークをつくって現実にサービスを提供しているのでしょうか。端的に言ったら、要するに日本の銀行だとか金融機関みたいなものはみんな入っているのですか。

株丹企画課長 そういう意味では、銀行系だとは聞いていますが、どこの銀行だったかまでは私はよくわからないのです。いずれにしても協議会という形で、使う企業などがそこに入って行って、そこでマルチペイメントを使っていくと聞いております。

鈴木主査 だから、結局、そういう民間サービスを提供しているのを国なり都道府県が便利だからというので使うということであって、国だとか都道府県の関与があるとかという問題ではないわけなのですね。

株丹企画課長 そう理解しております。これを使っております都道府県は、その協議会なりに、たしか会員として加入して使うというふうにしています。ただ、総務省としては、先ほどの電子自治体推進指針の中で現にあって、いいものだからということもあるんだと思いますが、適当というようなことは確かに申し上げているということです。

鈴木主査 複数のもものが仮に出てきても、国民の側というのか、納税者の側から考えたら、どちらかよい方を選べばよいのですから、別につらいことは何もないですね。だから、受け取る方が違う納付書でやってくると面倒だという問題しか起こらないと思うのですが。

株丹企画課長 これ以外が出てきたらというのは、私の本当に個人的な見解でございます。今、鈴木主査がおっしゃるように、それは出てきたら出てきたで構わないので、それはまた選択だということもそうであろうかと思えます。

その際に、あえて申し上げれば、様式的なものが違うのかどうかという辺りは、何せ、まだ存在しないもののお話でございますので、よくわかりません。

鈴木主査 でも、ユーザーの側から言ったら、A社が好きなのだから、ずっと昔からA社なのだから、A社のものをやるといったときには、自分にとっては様式はみんな同じですから、何も困りはしないということなのです。受け取った側の、つまり地方がもらった納付書がばらばらのスタイルになってくると面倒かもしれないという問題だけです。

株丹企画課長 あえて申し上げれば、余りかたい話で、私自身が持ち出して、この場の議論をあえて混乱させているようで恐縮なのですが、2通りの決済システムができましたときに、納税者側はどちらを選びたいかがわからないから、地方団体としては両方に加入をするのかどうか、そこまでやるのか。それとも、お金の問題もあるので、決済は1つだというふうにするのか。

それで、2通りにしたときに、何かそこで納税者側にも多少混乱があるかどうかというように、いずれにしても先のお話でございますので、余り今の段階で言うのは不適當であったと思えます。恐縮です。

黒川主査 どうぞ。

原委員 1点だけ確認なんですけれども、また競合するようなところが出てくればという話があったんですけれども、冒頭の御説明のところでは割高であるというふうにおっしゃったんですが、この割高というのはどういうコストから来ている割高ということになりますか。

株丹企画課長 地方団体に税金を納めていただきますときに、いろんな手法があります。伝統的な発想でいけば、窓口においていただいて納めていただきますと、勿論、税金の額はともかくとして、手数料的なものはかからないわけですが、そのほかの支払手段の中には、納税者の負担にはならないが、地方団体が手数料を払うというケースがございます。

先ほど申し上げましたのは、現在、地方団体の中で、必ずしもドミナントではないんですが、そういう形での決済の手法としまして、口座振替、納税者の口座から地方団体の方に振り替えていただくという手法がございまして、その際には地方団体は手数料を金融機関に負担しているということがございます。例えば、それと比較いたしましたときには、勿論、電子決済が同じだというふうに言うのはおかしいかもしれませんが、現状でいきますと、団体によって金額に差がありますので一概には申せませんが、3倍ぐらいにはなっているのではないかと考えています。

それ以外の納付の手段の中には、夜しか納めに行けないんだという方に向けてコンビニ等でも地方税を収納できるような制度をつくっていますので、そういうのをやっている団体からすれば、マルチペイメントというのは、それとの比較では別にそう割高ではないと

ということも言えるかもしれませんが。

ちょっと、比較対象をきちんと申し上げるべきだったと思います。

黒川主査 どうぞ。

鈴木主査 よくわかりましたが、要するにIT化の推進によってばらばらのものでやっているのは面倒だとおっしゃる人はITに乗せればよい話であって、それによって異なったやり方をしなくてもよろしい。残った紙、今までのフォームで出す人は限定された人たちの世界だけだからそう大したことはないでしょう。それはそれで一応わかりますが、残ったものについても、例えば可能な限り統一に向けて努力するとか、そんなような考え方は取ってもいいか悪いか。

株丹企画課長 私ども、勿論、税につきましては色々な形で納税者の方なりに御負担をおかけしている面がございますので、その負担をできるだけ少なくしていくという考え方は正しいと思うわけですが、他方で国のレベルでそれぞれの団体が行っておりますことに、規制とはちょっと違うのかもかもしれませんが、新たに負荷をかけていくということにつきましては、やはりそれなりに地方団体の側、納税者の側、総合的に見て、全体として向上するというようなものが認められるという必要もあるのではないかと思います。

あるいは、私どもの方が一方的にそうだという前に、地方団体あるいは関係者の方からも意見をよく聞かなければいけないという気持ちがあります。一般論で統一的なものがすごくいいというニュアンスはいかがでしょうか。そういうことを主査がおっしゃっておられるのではないかもしれませんが。

鈴木主査 私が言っているのは、答申をイメージに描きながら物を言っているのです。それを総務省に対して理由をとというと、そこまで国が、地方に主張するのも嫌だというのなら、地方に対してなるべく書式は統一している方がよいのか悪いのか、大してそう関係はないと思いますけれども。

黒川主査 全国の自治体で、どこにでも共通に起こってくる問題で、共通の書式の方が何か自治体をまたがって活動する事業者にとっては、明らかに統一されている方が有利だというのがもしあった場合、これがなかなかないんです。

株丹企画課長 といいましょうか、これまでも、規制につきましての御議論を頂戴して、閣議決定を経て、統一化すべきものは統一化が既にされてきているのではないかというのがございまして、逆に申せば、更にこれに加えてというものが、具体には私どもにはなかなか思い浮かばないんです。

鈴木主査 だから、要するに、将来構想と。

黒川主査 今は、株丹さんは自治税務局なので税に関するところの話になってしまうんですけれども、全体として全国の自治体に共通のものなんですけれども、とにかく自治体がそれぞれのいろんな形式で対応しているものがあって、それにどんなものがあるかということ自体も私たちはわかっていなくて、見えない、潜在的にどんな不便がだれに行っているかということがなかなかわからなくて、だから多分、これができたら、総務省の中の

そういうもう少し合理化できるものについてはしましようというようなところで、全国の自治体に共通に発生している事務で、それが民間の事業者との関わりで起こっているものについてどんなものがあるか、おおむねどれくらい統一化されているかなどということについてチェックしてみるということなどがしてもらえたらどんなにいいかという感じなんです。

だから、それは総務省の中のどこの部署に行けばいいのかわかりませんが、そういうところで全国に、今は偶然、税の問題から発生してこういうことがあって、しかも早速対応してくださっているということがわかったんですけども、こういうことを全体を見通して見られるところは総務省しかないの、そういうことというのがこれからだれのところに、総務課長のところに行けばいいのか、だれのところに行って、こういう全体のことを見てもらえるのか。そういうものというのはほぼなくて、おっしゃるように、地方自治体が自由にできる範囲のものと、統一したものがいいと思うものに関して、ある程度、ある一定の水準のところまで来ていると、どうしたら我々が判断できるのかというところで悩んでいるんです。

株丹企画課長 私も、どうお答えしていいのやら難しいのですが、こちらにもいろんな形で御要望等は寄せられるものだと思いますし、私どもも地方団体等を通じて、直接来ていただいてもいいわけですが、御議論いただいているものについてはこれまでそれなりに対応してきたのではないかと思います。

恐らくは、様式が違って不便であるというのは、地方団体の区域を超えての活動が中心ではないかと思えます。法人関係を中心として残っているようなものがあるのであれば、通常、大体私どもに言ってきていただいているのではないかと、税の感覚では思ってしまうところがございます。納付書自体の様式についても今後必要に応じて地方団体に対して、我々は何もしない、今回で終わりだという気は勿論ございませんが、広い範囲について、あるかないかはわかりませんが、全部調べるといのはなかなか難しいと思うのでございます。

大橋専門委員 私、常日ごろ、こういうことを思っていたので、これから申し上げることが間違っていたら間違っているとおっしゃってください。

つまり、地方税の納付様式が自治体によって違う、ばらばらであるということは、結局は地方自治体の徴税率の向上に決していいことではないのではないかと思っているんです。例えば、私が幾つかの市町村をまたがって事業活動をやっている法人であるとすれば、来る納付書の様式がばらばらだったら、面倒くさい、納めないでおこうという気持ちにひよっとしたらなるかもしれない。

それは、その地方自治体の納付率といえますか、徴税率の向上にはつながっていないわけですから、そういうことが正しいとすれば、まさに今、自治体の財政状況がいろいろ言われている中で、少しでも納付率を高める必要があり、また、そのことを各自治体に対し

て推奨する、しっかり税を取りなさいというのはある意味では総務省の責任ではないかと思っています。

だから、そういうことであるならば納付書の様式について、ある程度、統一せよという何らかの地方自治体に対する干渉、奨励というのは決して総務省の責任外のことであるとは思わないんです。そういう観点から、先ほど私はマルチペイメントに入るように奨励するという通達みたいなものを総務省で流すのはどうですかということを聞いたわけでございます。

鈴木主査 だから、そういうマルチペイメントでIT化に乗っていただきたいということについて、総務省としては一生懸命旗を振るのは当然のことだと思うのです。それによって解決してしまうということなのですが、私が言っているのは、紙で残っているものも、ある個人はこの固定資産税の票で一生払うつもりだったが、その人が死んだら子どものところでは変わるかもしれない。

そういうものを、一つのフォームというものは何もそんなことで創意工夫を出してもらわなくてもよいので、もっと違うところを出してもらえればよいのですから、これは同じである方が便利であることに間違いはないですから、それを、どうしてもそうしなければならぬとまで我々も言う気はありませんが、そういう方向に誘導はしますというぐらいのことは別に不思議なことではないです。

黒川主査 遠慮する理由はないのではないですか。そういうことが自治に過剰関与していることにはならないような気がします。

鈴木主査 これは、数年前に私はやったことがあるのですが、そのときにはそういうことを言うのは地方自治に対する過剰介入だなどとオーバーなことを言われてしまいました。

株丹企画課長 まず、法人ですが、実はまさしく法人の関係で、これは大体、申告納税のスタイルを取っていますが、地方で法人に対して課税をしております税については随分以前から議論がございまして、現状は申告書の段階、それから納付の段階、両方とも統一化がなされています。

それから、納付書で何も工夫などしなくてもいいということですが、私も全部の団体の納付書のスタイルをつまびらかに知っているわけではございませんが、税以外の手数料とかそういうものの公金と併せまして、実はシンプルな形で3つが並んでいる。通知と、納付書と、領収書と、それから、現在のOCR等に併せたような格好にして、納税通知の部分がかなりウェートが大きくて、そこにOCR読み取り、計が入り、どちらかといいますと、ほかのものはやや面積も狭くなる。

それから、団体によりましては一つひとつの税ごとの様式ではなくて、トータルで住民税、勿論、給与所得者は別なんです、住民税も、固定資産税も、それから軽自動車税も合わせたような納付書をつくっているというようなところもございまして。

これから創意工夫ということで、更にとというのは確かにそういうところはあると思うんですが、現にあるものについて紙ベースの、どちらかといいますと、主としてそこに住ん

でいる住民の方との関係のものについて、どこまであえて統一した方がよく、その統一の場合はこういうものだというふうに我々はお示しできるかというところ辺りがあります。決してすべてそれをやるのが地方自治の侵害でけしからぬなどというふうに我々は思っているわけではございませんが。

鈴木主査 だから、おたくの方で、例えば模範的な地方税の納入書はこういう形のものだというようなサンプルをつくって、これが模範ですと言って示すとか。

株丹企画課長 そこが非常に難しいところがございまして、それぞれ、結局、団体でいけば、自分のところがこうなのでいいというのを、別のこれがいいんだというところに持っていくというのは必ずしも簡単ではないと思います。

黒川主査 どこにこだわっているかというのがよくわかりましたし、それから、とりあえず今日の2つのテーマについては対応できるような形がつけられているということを知りました。

我々、横断的な部分というのは、一般的に国の法律あるいは通達で地方にやや過剰介入しているようなものについてもここでは議論しているんですが、もう一つの方というのが今日のタイプで、全国ばらばらになっていて降参だというものについても何らかの形で、できたら自治にひっかからない範囲で、だれにとっても便利な形に対応できることというのを考えたいと思っていたんですけれども、意外にこちら側のタイプが余りなくて、しかも地方税の問題についてはおおむね様式統一ということになってきて、マルチペイメントシステムという形を導入すれば、実際、今回上がってきた問題の民間事業者には何も問題がなくなるということであれば、いい方法でもあるかもしれないと思います。

ただ、ほかにもこういう問題が本当はどれくらいあるのかとか、でも、もう慣れてしまったからみんな面倒だけれどもやっているというようなことがあったりするのかどうかというのは、それはきっと総務省サイドの方がわかりやすいのではないかと勝手に認識しているんですけれども、そんなことは今日の話の中ではなさそうです。

ごめんなさい、予定の時間も過ぎていて、適切に今日は説明をしていただいて本当にありがとうございました。また、この種の困った問題が起こりましたら御相談したいと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木主査 おたくは、ATMによる地方税の納入にしる、それから、地方税徴収の民間委託にしる、国税をはるかに上回っていいパフォーマンスを示しておられるから、よろしく願いします。

株丹企画課長 それで十分だとおっしゃっていただけると、非常に助かります。

どうも、今日はありがとうございました。今後とも、是非よろしく願いします。

以上